



# 香川の 土地改良

発行所

香川県土地改良事業団体連合会

高松市番町 2 丁目 4 番 27-301 号

TEL (087) 822-0303

FAX (087) 851-1787

<http://www.midorinet-kagawa.or.jp/>



国営讃岐まんのう公園（まんのう町）

## 目 次

1. 知事表彰 ～道一筋 土地改良区の発展に貢献～ .....2
2. 震災対策農業水利施設整備事業／農村地域防災減災害事業 .....3～5
3. 平成 25 年度農地・水・環境保全向上対策地域協議会通常総会開催 .....6
4. 土地改良区だより 四箇池土地改良区 .....7
5. 水と土と農・広報キャンペーン実施のお知らせ／会と催し .....8

## 知事表彰 ～道一筋 土地改良区の発展に貢献～

県は、5月1日、2013年憲法記念日知事表彰の受賞者として、地方自治や教育文化、土地改良など31分野で功績を残した各界の功労者74人、1団体を発表した。

晴れの表彰を受けられた土地改良関係者は、土地改良功労として高松市鬼無町土地改良区(前)理事長の天雲兼由氏、高松市十河土地改良区(前)理事長の橋本良一氏、また、農業振興功労として坂出市府中町土地改良区理事長の平田正幸氏、畜産振興功労として三豊干拓土地改良区理事長の秋山博文氏が栄えある知事表彰に浴された。

### 【土地改良功労】

### 【農業振興功労】

### 【畜産振興功労】



高松市鬼無町土地改良区  
(前)理事長 天雲兼由氏



高松市十河土地改良区  
(前)理事長 橋本良一氏



坂出市府中町土地改良区  
理事長 平田正幸氏



三豊干拓土地改良区  
理事長 秋山博文氏

高松市鬼無町土地改良区(前)理事長の天雲兼由氏は、平成7年に土地改良区の理事長に就任以来、平成23年の退任まで16年間に亘り土地改良区の発展と円滑な運営とともに、管内の土地改良事業を積極的に推進し、数多くのため池の改修や農道、水路の維持管理など地域農業の振興、発展に大きく貢献された。

高松市十河土地改良区(前)理事長の橋本良一氏は、平成4年に土地改良区第一理事、平成14年には理事長に就任され、19年の長きに亘り土地改良区の円滑かつ健全な運営・発展と地域農業の振興に寄与された功績は大きい。特に、国営農地防災事業の実施に尽力されるなど、農業基盤の確立に努められた。

また、坂出市府中町土地改良区理事長の平田正幸氏は、農業委員会委員として農業振興に努めるとともに、平成4年に理事、平成12年3月理事長に就任され、21年の永きに亘り土地改良区の発展と円滑な運営や土地改良事業の推進にも寄与され、地域農業の発展に大きく貢献された。

三豊干拓土地改良区理事長の秋山博文氏は、県内の酪農経営の安定に貢献されるとともに、平成17年には土地改良区理事長に就任され、土地改良区の発展と円滑な運営に尽力されている。

表彰式は5月8日に県庁で行われ、浜田知事から受賞者一人一人に表彰状が手渡された。

ここに土地改良区の発展と土地改良事業の推進にご尽力いただいた4氏のご努力に敬意を表するとともに、今後とも益々お元気でご活躍されることをご期待申し上げます。

## 震災対策農業水利施設整備事業

### 対策のポイント

土地改良施設の現況把握のための一斉点検や耐震調査、ハザードマップの作成、耐震整備を実施することで災害の未然防止や被害の軽減を図ります。

### <背景／課題>

- ・近年、大規模な地震が頻発しており、今後も多くの災害の発生が危惧されています。
- ・東日本大震災では、東北地方を中心にため池や排水機場などの農業水利施設が被災し、営農へ支障をきたすだけでなく、地域住民の生命、財産等にも甚大な被害が発生しています。
- ・農業水利施設や農道、干拓堤防などの土地改良施設の中には、老朽化が進行しており、また、耐震性などの施設現況が不明のものが多く、耐震対策が遅れている状況にあります。これら耐震対策の遅れは、営農形態や農業構造の変化により施設改修に対する農家負担が困難となっていること、築造時期が古い施設が数多く存在し、災害対策に活用できるデータが不足していることが原因となっております。
- ・このため、早急に施設の現状を確認して耐震補強などの施設整備を進めるとともに、ハザードマップ等の減災対策を緊急的に実施することで、「事前防災・減災のための国土強靱化」を推進し、施設の安全性とともに地域の安全度の向上を図る必要があります。

### <主な内容>

#### 1. 耐震点検調査・計画策定

地震等への災害対策の検討に必要な土地改良施設の一斉点検や大規模地震発生のおそれのある地域において、**地震による被災の影響が大きい土地改良施設の耐震性の点検・調査、ハザードマップの作成**を実施します。

#### 2. 土地改良施設の耐震整備

地震により施設の損壊のおそれがあるなど**必要な耐震性を有していない土地改良施設の整備**を実施します。

### <事業のポイント>

- ①ため池等の農業水利施設、農道及び干拓堤防で耐震対策が実施可能
  - ②現況把握の一斉点検、耐震調査、整備計画策定及びハザードマップの作成が可能
  - ③幅広い事業実施主体（都道府県、市町村、土地改良区及び連合会）で取組みを推進
  - ④ため池の耐震点検・整備の要件は、①かんがい受益面積 2 ha 以上、②防災受益面積 7 ha 以上、又は農外想定被害額 4 千万円以上
- 補助率 50%、55%（但し、27年度までの点検調査・計画策定は定額）
- 事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区等

### <事業内容>

#### ①施設の現況把握（一斉点検）〔定額〕

- ・施設諸元、漏水、クラック及び変形、変状、改修履歴、周辺状況等の点検

②耐震性点検調査 [定額]

- ・ボーリング等による土質調査等
- ・安定計算等による耐震性の検討

③計画策定

- ・耐震化対策実施地区の計画策定

④ハード整備 [50%、55%]

- ・必要な耐震性を有していない施設の整備
- ・緊急放流施設等の整備
- ・防災情報伝達体制の整備や減災対策として必要な施設の設置・整備（警報設備、防災カメラ等の設置等）

⑤ソフト整備

- ・ハザードマップの作成 [定額]

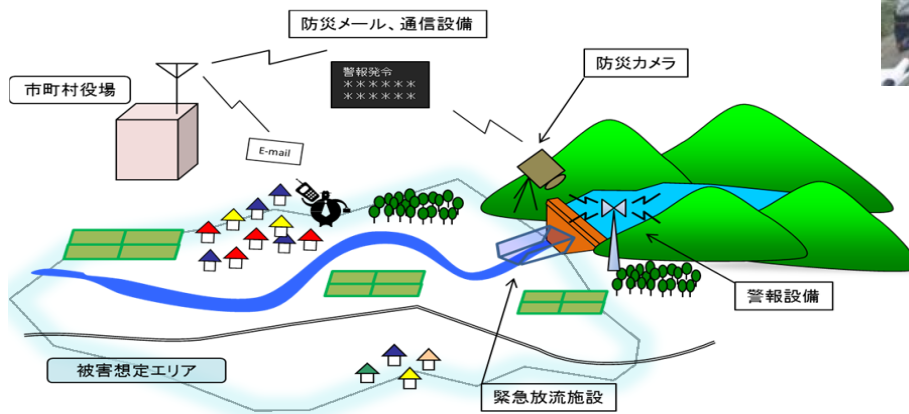


堤体の土質調査



堤体の断面測量

減災対策の整備イメージ



農村地域防災減災害事業

対策のポイント

集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を実施します。

<背景／課題>

- ・近年、集中豪雨等の災害が頻発しており、農業だけでなく地域住民の生活にも影響を及ぼしています。
- ・「事前防災・減災のための国土強靱化」を図り、安定的な農業経営や安全安心な農村生活を実現するためには効果的な防災・減災対策を講じる必要があり、農業用施設の整備状況や利用状況等を把握し、地域の実情に即した総合的な整備を実施し、農村地域の防災力を向上させることが重要です。
- ・また、地域の創意工夫に加え、年度、地域によって偏在性を有する災害に対して、全国的な視点に立って、事業の緊急性や重要性の観点から調整を行い、優先度に応じて事業を推進する必要があります。

- ・このため、農村地域の防災・減災対策にかかる計画の策定や自然的、社会的要因で生じた農用地及び農業用施設の機能低下の回復、ハザードマップの作成や防災情報連絡体制の整備など総合的な防災・減災対策を実施し、農業生産の維持や農業経営の安定、環境保全を図り災害に強いむらづくりを推進するための総合的な対策を実施します。

## <主な内容>

### 1. 防災・減災対策にかかる計画の策定

農村地域の**防災・減災対策にかかる計画の策定と計画策定に必要な調査等**を実施します。

### 2. 農業用施設等の整備

自然的、社会的要因で生じた**農地及び農業用施設の機能低下等**を回復するための整備を実施します。（ため池整備、湛水防除、農村防災施設の整備等）

### 3. 災害時の被害を軽減するためのソフト対策

**ハザードマップの作成や防災情報連絡体制等の整備**を実施します。



## <事業のポイント>

- ①調査計画事業は定額補助（H27採択地区まで）
- ②地域自主戦略交付金（平成23年度まで）の農地防災事業は移行可能
- ③今まで併せ行うことでしか実施できなかった、ため池の撤去及び用途廃止また安全施設等の農村防災施設が単独で実施可能
- ④整備すべき施設を地区単位で大括り化して採択することによって、地区内で予算を弾力的に運用することが可能 —各種整備事業を一体として地区の設定が可能—
- ⑤採択要件
  - ・県及び市町村が策定する「農村地域防災減災総合計画」に位置づけられていること
  - ・各々の整備要件に掲げる規模以上であること
  - 用排水路整備20ha以上、ため池整備2ha以上（県営）等
  - 地区の合計受益面積が一定規模以上であること（中山間地域で実施する場合は合計10ha以上）

補助率 調査計画事業：定額（但し、27年度までの計画策定等は定額）

整備事業：大規模事業：55% 小規模事業：50%（中山間地域においては55%）

事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区等

## <事業内容>

### ①調査計画事業

防災減災マスタープランや実施計画の作成

### ②整備事業

従来のメニューに加え、情報基盤施設等の危機管理機能向上のための施設や農村防災施設の整備

**平成 25 年度 農地・水・環境保全向上対策地域協議会通常総会開催**

農地・水保全管理支払交付金事業の平成 25 年度地域協議会通常総会が、去る 4 月 16 日の東讃地域協議会（泉川会長・会員 19 団体）を皮切りに、18 日 10 時から中讃地域協議会（栗田会長・会員 14 団体）、午後には西讃地域協議会（村上会長・会員 8 団体）が全会員の出席のもと開催された。

通常総会は、来賓として池田香川県農政水産部農村整備課長の出席のもと、各地域協議会の会長を議長に選出し、熱心に議案の審議が行われ、平成 24 年度事業報告及び収支決算書並びに財産目録の承認をはじめ、平成 25 年度事業計画及び収支予算、協議会の規約や規程の改正等がいずれも原案通り承認された。

また、地域共同による農地や農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上を行う『共同活動』と、水路等の施設の長寿命化の取組みや水質・土壌などの高度な保全活動の『向上活動』で構成される本事業は、二期対策の 2 年目を迎え、新たに 6 組織が参加し、221 組織で約 7,600ha の農地をはじめ、ため池や水路等の農業水利施設を対象に活発な活動の展開が見込まれている。

なお、本年度、高度な農地・水保全活動の拡充（農地集積の進展に対応した活動）により、持続的に水資源を保全管理するための取組み（①ゲート・バルブの改良や自動化、②給水栓・取水口の改良や自動化）や畦畔等の管理を行う取組み（①カバープランツの設置、②法面への小段の設置）が『向上活動』に追加されたことから、より適切かつ効果的な農業水利施設や農地等の保全活動が期待されている。



東讃地域協議会（高松市）



中讃地域協議会（善通寺市）



西讃地域協議会（観音寺市）

平成 25 年度 実施計画			
地域協議会名	組織数	共同活動対象農用地面積	向上活動対象農用地面積
東 讃	68	2,572 ha	1,649 ha
中 讃	78	2,833 ha	1,469 ha
西 讃	75	2,173 ha	1,968 ha
計	221	7,578 ha	5,086 ha

## ～土地改良区だより～

## 四箇池土地改良区（高松市）

四箇池土地改良区は、高松市の南東部に位置し、明治 41 年に制定された水利組合法に基づき公法人として設立され、戦前の四箇池水利の中核をなしてきた「四箇池普通水利組合」がその前身である。その後、それまで多元化していた耕地組合関係法を統合して、昭和 24 年に土地改良法が制定されたことを受け、昭和 25 年 5 月に四箇池土地改良区に生まれ変わったものである。土地改良区の設立以来、堅実な歩みを経てきた四箇池土地改良区は、平成 24 年度末現在、組合員数 2,187 人、二級河川春日川の沿岸に広がる農地 940.7 h a を擁する県下屈指の土地改良区である。

この「四箇池」の名称の由来は、藩政時代に築造された「神内池」、「松尾池」、「城池」、「公渕池」の 4 箇所のため池の総称である。しかし、現在では、大正 2 年に築造された神内上池、昭和 37 年に四箇池土地改良区の傘下に入った坂瀬池を加えて、6 箇所のため池が四箇池土地改良区管理のため池として、四箇池の名称で一般に親しまれている。また、藩政時代における四箇池の築造の歴史は、農民の汗と涙が秘められ、現代においても昭和 14 年に発生した大干ばつをはじめ、激しい水争いなど、水にまつわる逸話が数多く語り継がれている。

このような背景のもと、戦後、昭和 27 年から神内上池を増築して貯水量の増大を図るとともに、流域の大きい神内上池の余水を松尾池、城池、公渕池へ導水して有効に活用する「県営四箇池用水改良事業」に取り組み、幾多の困難を克服して 9 か年の歳月を費やして昭和 35 年に完成した。この事業を皮切りに、その後、老朽化の進行したため池の改修に順次取り組み、城池（昭和 41 年度完成）、神内池（昭和 43 年度完成）、松尾池（昭和 45 年度完成）、坂瀬池（昭和 56 年度完成）、公渕池（平成 2 年度完成）、神内上池（平成 14 年度完成）と尊い遺産であるため池の改修を全て終え、次代に良好な状態で引き継げるよう土地改良区の礎が完了した。

さらに、これらの事業と並行して、香川用水附帯県営事業として川北頭首工をはじめ、春日川幹線水路や十川幹線水路など、4 路線約 11 k m と公渕池揚水機場の整備を行い、潜在的な水不足が抜本的に解消された。

この間、高松砂漠と呼ばれた昭和 48 年の未曾有の干ばつ時には、苦しい水事情の中から、高松市に対して救援水を送り、市民を救済したことは記憶に新しいところである。

また、四箇池土地改良区管内では、水稻をはじめ、麦、ブロッコリーやなばな等の野菜が活発に生産されるなど、高松市民の食料供給基地として農業生産団地が形成されており、宮本理事長を筆頭に役職員が一丸となり、農業用水の配水管理はもとより、ため池や幹線水路等の農業水利施設の計画的な保全管理など、地域農業の振興のために積極的に取り組んでいる。



公渕池

## 土地改良区の概要

所在地	高松市川島東町 259-7
設立年月日等	昭和 25 年 4 月 6 日 香川県第 2 号
関係市町	高松市
管内農地面積	940.7 h a
組合員数	2,187 人（総代 100 名）
役員数	理事 16 名、監事 4 名、職員 3 名

## 水と土と農・広報キャンペーン実施のお知らせ

今年も満濃池のゆる抜きに併せ、21世紀土地改良区創造運動の一環として水土里ネットの役割等についてPR活動を実施しますので、水土里ネットの皆様の参加をお待ちしています。

日 時 平成25年6月15日(土) 午前10時～  
場 所 満濃池堤防東屋集合(仲多度郡まんのう町)  
※ゆる抜きは正午から

### 【広報活動参加に関する問い合わせ】

企画指導課 高尾、真部  
TEL : 087-822-0303



## 会 と 催 し

開催月日	会 の 名 称	開催場所
4月15日	農地・水・環境保全向上対策中讃地域協議会第1回幹事会	善通寺市
16日	農地・水・環境保全向上対策東讃地域協議会通常総会	高松市
18日	農地・水・環境保全向上対策中讃地域協議会通常総会	善通寺市
〃	農地・水・環境保全向上対策西讃地域協議会通常総会	観音寺市
〃	中国四国土地改良事業団体連合会協議会事務責任者会議	岡山市
22日	香川県農業会議常任議員会議	高松市
23日	平成25年度吉野川総合開発香川用水事業推進協議会役員会	高松市
24日	第1回かがわ「里海」づくり協議会	高松市
5月1日	羽床上地区春プランに係る人・農地プラン検討会	綾川町
7日	一ノ谷池池の宮祭典	観音寺市
8日	日吉神社(三郎池水神)例祭	高松市
9日	香川県農林年金受給者連盟第42回通常総会	高松市

